

(別冊 1)

平成25年度和歌山県一般会計補正予算

和歌山県

目 次

平成25年度和歌山県一般会計補正予算 ----- 1

平成25年度和歌山県一般会計補正予算

平成25年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,383,521千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ572,611,409千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債の補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正 (歳入)				
款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		84,219,323	153,791	84,373,114
	2 国庫補助金	42,415,574	153,791	42,569,365
10 財産収入		816,268	1,074	817,342
	1 財産運用収入	493,848	1,074	494,922
12 繰入金		15,626,586	1,698,318	17,324,904
	2 基金繰入金	15,081,182	1,698,318	16,779,500
14 諸収入		103,187,368	2,521,438	105,708,806
	5 受託事業収入	870,600	2,521,438	3,392,038
15 県債		87,628,600	1,008,900	88,637,500
	1 県債	87,628,600	1,008,900	88,637,500
歳入合計		567,227,888	5,383,521	572,611,409

(歳 出)				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		31,889,437 ^{千円}	3,624,474 ^{千円}	35,513,911 ^{千円}
	2 企画費	5,806,925	94,109	5,901,034
	6 防災費	2,034,065	3,530,365	5,564,430
4 衛生費		12,918,811	1,035,271	13,954,082
	1 公衆衛生費	3,518,283	913,500	4,431,783
	5 環境対策費	1,658,562	121,771	1,780,333
5 労働費		3,051,695	92,808	3,144,503
	1 労政費	2,263,102	92,808	2,355,910
6 農林水産業費		22,568,940	309,232	22,878,172
	4 林業費	6,491,791	309,232	6,801,023
7 商工費		100,254,138	321,736	100,575,874
	3 観光費	870,677	321,736	1,192,413
歳 出 合 計		567,227,888	5,383,521	572,611,409

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費			171,794 ^{千円}
	3 河川海岸費		171,794
		河川等災害関連	171,794
合		計	171,794

第3表 債務負担行為の補正

1 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 平成25年度消防救急デジタル無線整備	自平成25年度 至平成27年度 (3年)	千円 6,747,427	自平成26年度 至平成32年度 (7年)	千円 2,813,021

第4表 地方債の補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">1,008,900</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし るものとする。 ただし、県財 政の都合によ り、年限変更 、繰上償還又 は低利借換え することができる。</p>

和歌山県報

平成二十五年七月十二日

号外

別冊一